

2026年2月6日改定

【お江戸日本橋支店取引規定の改正箇所】(新旧対照表)

※赤字箇所が改正箇所となります

改定前	改定後
第3条（取引の開始） <p>1. 第1条に規定する取引は、お客さまが本規定および別途定める「Web口座開設サービス利用規定」を承認のうえ、当行ホームページ上の口座開設専用ページの画面の説明にしたがって当行所定のお客さま情報、お客さまの容貌および本人確認書類の写真画像等を送信し、当行が受領してこれを認めた場合に、取引開始できるものとします。</p>	第3条（取引の開始） <p>1. 第1条に規定する取引は、お客さまが本規定および別途定める「Web口座開設サービス利用規定」を承認のうえ、当行ホームページ上の口座開設専用ページの画面の説明にしたがって当行所定のお客さま情報等を送信し、当行が受領してこれを認めた場合に、取引開始できるものとします。</p>
(中略)	(中略)
(新規追加)	<p>5. 別途キャッシュカードの利用が可能になった場合には、すみやかに東日本ダイレクトバンキングサービスの利用を申し込むものとします。</p>
(中略)	(中略)